

契約書

【認知症対応型共同生活介護】

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

利用者：_____様

事業者：グループホーム光風の家

認知症対応型共同生活介護利用契約書

介護予防認知症対応型共同生活介護利用契約書

第1条(契約の目的)

事業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という)を提供し利用者又は、利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間と更新)

1. 本契約の契約期間は【令和6年　月　　日】から【契約終了】までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分等の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 契約期間満了日の30日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分等の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条(身元引受人)

1. 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
2. 身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条(利用基準)

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 当グループホームで出来ると思われる医療管理範囲の方であること
- ⑥ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第5条(認知症対応型及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

1. 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を、速やかに作成します。

2. 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
3. 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または、利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
4. 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合はその介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

第6条(サービスの内容及びその提供)

事業者は、利用者に対して前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

- 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- 日常生活上の世話
- 日常生活の中での機能訓練
- 相談、援助
- 医療連携体制

介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

1. 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
2. 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
3. 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

第7条(医療上の必要への対応)

1. 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。
2. 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
3. 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

第8条(看取りの指針)

一般に認められている医学的知見に基づき医師が回復の見込みがないと診断した場合及び認知症の進行により寝たきりとなり、いわゆる「老衰」の状況になった場合は、事業所側の看取りの準備が整い、利用者本人又はご家族の同意が得られることを条件に、事業所内での看取り介護の提供を相互に検討します。

第9条(身体拘束や抑制について)

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については下記の運用によるものとする。

介護保険指定基準法「当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊

急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たしかつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

第10条(利用料等の支払)

1. 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。
2. 事業者は、利用者が事業者に支払うべき認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます(以下「法定代理受領サービス」という)。
3. 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月【10日】までに、前月の利用料(食材料費、介護費用等)及び次月の家賃、管理費、光熱水費等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
4. 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月【20日】までに、事業者の指定する方法により支払います。
5. 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、要請があった場合領収証を発行します。

第11条(法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付)

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるよう利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第12条(利用者及び利用者代理人の権利)

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に發揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること(苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。)

第13条(利用者及び利用者代理人の義務)

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うことた

だし、利用者又は利用者代理人が介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること

第14条(造作・模様替え等の制限)

1. 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
2. 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
3. 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第15条(契約の終了)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 要介護等の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- 利用者が死亡した場合
- 利用者又は利用者代理人が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- 事業者が第16条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき
- ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも利用者又は利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます
- 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき
- 第4条に適合しない場合

第16条(利用者の契約解除)

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも30日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

第17条(事業者の契約解除)

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては適切な予告期間をおいて、この契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヵ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- ⑤ 入居申込みについて虚偽の申請、その他不正な方法により入居したとき利用者又は利用者代理人が、暴力団・暴走族・反社会的組織等の構成員又はその関係者であるとき(出入りさせた場合を含む)

- ⑥ 利用者が、通知なく契約開始日より30日以上本物件に入居しないとき
- ⑦ その他、本契約に違反したとき

第18条(退去時の援助及び費用負担)

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第19条(損害賠償)

1. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
3. 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等がとなつた場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第20条(個人情報・秘密保持)

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で情報の提供をすることができます。
3. 事業者は利用者の尊厳を守る理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を別紙に記載いたしています。

第21条(注意義務)

利用者及び利用者代理人は本物件の使用にあたり、事業者の指示に従い善良な管理者としての注意をもって管理使用しなければならない。利用者及び利用者代理人は、自己の責に帰すべき理由によって本物件を汚損したときはこれを現状に復し、または事業者の定める損害賠償金を支払わなければならない。

第22条(合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第23条(契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

個人情報に関する同意書

当該事業所ではお預かりしている個人情報について利用目的を以下と定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

○当該事業所利用者等に提供する介護サービス

○介護保険事務

○当該事業所の管理運営業務のうち

・入退所等の管理

・会計 管理

・事故等の報告

・利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等へ情報提供を行う場合の利用目的】

○当該事業所が利用者に提供する介護サービスのうち

・利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携

・利用者の診察等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合

・ご家族への心身の状況説明

○介護保険事務のうち

・保険事務の委託

・審査支払機関へのレセプトの提出

・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

○損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出書

【利用者の介護サービスの提供に必要な利用目的】

○当該事業所の管理業務のうち

・医療・介護サービスや業務維持・改善の為の基礎資料

・当該事業所において行われる事例研究

○当該事業所の管理運営のうち

・外部監査機関への情報提供

上記内容に同意します。

【利用者】_____印

【利用者代理人】_____印

保証金の預かり

入居時に保証金として6万4千円(家賃2ヶ月分)をお預かり致します。(短期利用以外)

償却期間は3年:6万4千円÷(3年×365日)=59円/1日 小数点以下四捨五入

入居後上記償却期間内にご退去される場合は、入居時期に応じて下記の計算式より返還金がございます。

返還金=預かり保証金-(入居経過日数×償却金:59円/1日)

※解約の申し込みがない限り、居室の利用権は存続いたしますので、入院等でご利用にならない期間も入居経過日数に含まれます。

※全頁の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利 用 者】住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行致しました・

利用者との関係 _____

注:原則として家族とする。

代行理由 _____

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【事 業 者】

沖縄県豊見城市字高嶺 299-1 番地

有限会社 豊

代表取締役 大 城 裕 明 印

【事業所】

同上

【事業所名】

グループホーム 光風の家 (指定番号 4772800076 号 沖縄県)